

# 藤沢市廃棄物等収集システム業務委託 公募型プロポーザル実施要領

藤沢市環境部環境事業センターで廃棄物等収集システムを導入するにあたり、一括して管理・運用を行う必要があることから、業務委託として次のとおりプロポーザルを実施する。

## 1 主旨

本市は、効率的な収集ルートの確立及び廃棄物等の収集時間の短縮化を図り、市民の問い合わせにも迅速に対応することを目的とした廃棄物等収集システムの導入を行う。

導入にあたっては価格以外に、より効果的な運営を行うため事業者が持つ専門性やノウハウを活用し、内容、技術力及び事務処理に関する提案等を点数化し評価する公募型プロポーザルにより、事業者の選定を行うものとする。

## 2 事業の概要

### (1) 事業名

藤沢市廃棄物等収集システム業務委託

### (2) 概要

別紙1「藤沢市廃棄物等収集システムに係る調達仕様書」、別紙2「藤沢市廃棄物等収集システム機能等一覧」、別紙3「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」及び別紙4「ウェブアプリケーションのセキュリティ対策に関する仕様書」（以下「仕様書等」という。）のとおりに

### (3) 委託契約期間

#### ア 構築・検証期間

契約締結日から2024年（令和6年）2月29日まで

#### イ システム運用期間

2024年（令和6年）3月1日から

2024年（令和6年）3月31日まで

ただし、本契約期間の受託者による実績が良好である場合、委託期間終了後、最長で2029年（令和11年）2月28日までの期間については、年度毎の更新による随意契約を行うことができる。なお、更新する場合、業務内容及び委託金額は原則不変とする。

### (4) 委託料の上限額（令和5年度予算）

28,251,000円（税込）

委託料は、廃棄物等収集システムの構築・導入及びシステム運用費用を含んだものとする。なお、委託料は、システム

構築・導入後の一括払い及びシステム運用開始後の月末払いとする。

### 3 プロポーザル参加資格要件

参加申込時において、次のすべての要件を満たすこととする。

- (1) 地方公共団体において、廃棄物等収集システムサービスを導入・運用、役務の提供（仮稼働、構築中を含む）に係る実績を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者（更正手続き及び再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していない者。
- (5) 事業所所在地の法人税、法人事業税、法人住民税、事業所税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

### 4 プロポーザル実施スケジュール

スケジュールは次のとおりとする。

| 項目                     | 日程   | 提出資料等                                   |
|------------------------|--|---|
| 実施要領の公表・公布             | 2023年（令和5年）9月28日（木）から<br>2023年（令和5年）10月13日（金）まで  |   |
| 参加申込書等の提出期間            | 2023年（令和5年）9月28日（木）から<br>2023年（令和5年）10月13日（金）まで  | 5 各項目の事務手続き（3）エに規定する書類                  |
| 質問書の提出期間<br>（参加申込者→市）  | 2023年（令和5年）9月28日（木）から<br>2023年（令和5年）10月13日（金）まで  | 質問書（様式第3号）電子メールに添付して提出                  |
| 質問書の回答日<br>（市→参加申込事業者） | 2023年（令和5年）10月17日（火）                             | 市ホームページにて回答                             |
| 参加資格確認結果通知             | 2023年（令和5年）10月17日（火）                             | 参加資格確認結果通知書<br>（様式第4号・第5号）<br>電子メールにて回答 |
| 提案書の提出期間               | 2023年（令和5年）10月18日（水）から<br>2023年（令和5年）10月31日（火）まで | 5 各項目の事務手続き（6）エに規定する書類                  |
| プレゼンテーション<br>（予定）      | 2023年（令和5年）11月10日（金）                             |   |
| 選定結果の通知<br>（予定）        | 2023年（令和5年）11月中旬                                 | 電子メールで選定結果通知書<br>（様式第8号・第9号・第10号）を送付    |

### 5 各項目の事務手続き

(1) 事務の受付及び実施

- ア プロポーザルに係るすべての事務及び受付は事務局で行う。
- イ プロポーザル内容等事前説明会については行わない。

(2) 事務局

- ア 担当課 藤沢市環境部環境事業センター 業務担当
- イ 住所 〒252-0816 神奈川県藤沢市遠藤 2023 番地の 17
- ウ 電話 0466-87-3912 (直通)
- エ メールアドレス fj-kankyo-j@city.fujisawa.lg.jp

(3) 参加申込書等の提出

プロポーザルに参加を希望する者は参加申込書等を次のとおり提出すること。ただし、下記エ(エ)については、かながわ電子入札共同システム令和5・6年度競争入札参加資格者認定を藤沢市長から受けている場合は省略することができる。

- ア 提出期限 2023年(令和5年)10月13日(金)  
午後4時まで(必着)

- イ 提出先 事務局

- ウ 提出方法 電子メールでデータ提出すること。

なお、不着防止のため、送信後(土曜日又は日曜日に送信した場合は翌月曜日)に事務局へ電話連絡すること。

エ 提出書類

提出書類は次のとおりとする。

- (ア) 参加申込書(様式第1号)

- (イ) 会社概要書(様式第2号)

- (ウ) 実績を証明する書類  
(契約書・仕様書・要件定義書等)

- (エ) 法人登記簿謄本  
(参加申込書提出前3か月以内に取得したもの)

- (オ) 財務諸表(直近2年分)(少なくとも貸借対照表、損益計算書を提出すること)

- (カ) 法人税、法人事業税、法人住民税、固定資産税、消費税及び地方消費税の納税証明書(令和4年又は4年度分を参加申込書提出日前3ヶ月以内に取得したもの。なお、写しでも可とする。)

- (キ) 会社案内のパンフレット等

(4) 質問書の受付及び回答

仕様書等の内容に対する質問がある場合は、質問書(様式第3号)を次のとおり提出すること。なお、電話等による質問は受け付けない。

- ア 提出期限 2023年(令和5年)10月13日(金)  
午後4時まで

イ 提出方法 電子メールで提出  
なお、不着防止のため、送信後（土曜日又は日曜日に送信した場合は翌月曜日）に事務局へ電話連絡すること。

ウ 提出先 事務局

エ 回答方法 2023年（令和5年）10月17日（火）  
藤沢市公式ホームページにて回答  
なお、回答に対する再質問は受け付けない。

（5）参加資格確認結果通知書の送付

参加申込者に対しては、参加資格要件を確認し、参加資格の有無を2023年（令和5年）10月17日（火）に事務局から電子メールで参加申込書上のメールアドレス宛に参加資格確認結果通知書（様式第4号・第5号）を送信する。

（6）提案書等の提出

プレゼンテーションの実施にあたっては、提案書を次のとおり提出すること。

ア 提出期限 2023年（令和5年）10月31日（火）  
午後4時まで（必着）

イ 提出先 事務局

ウ 提出方法 電子メールでデータ提出すること。  
なお、不着防止のため、送信後（土曜日又は日曜日に送信した場合は翌月曜日）に事務局へ電話連絡すること。

エ 提出書類

提出書類は次のとおりとする。なお、全てカラーとすること。

（ア）提案書（様式第6号）

（イ）提案書（任意様式）A4版

（ウ）別紙2「藤沢市廃棄物等収集システム機能等一覧」

※エクセル形式で提出すること。

（エ）見積書（様式第7号）及び見積内訳

（7）プレゼンテーションの実施

受託者の選定方法は、「藤沢市廃棄物等収集システム選考委員会審査要領」に基づき、「廃棄物等収集システム選考委員会」（以下「委員会」という。）が審査するものとする。

ア 実施日 （予定）2023年（令和5年）11月10日（金）  
実施順序については、事務局が抽選によって決定する。

※実施時間及び場所については別途連絡する。

イ 出席者 4名以内

※業務を受託した場合の担当者、提出した提案書の作成者を含むこと。

|   |    |           |       |
|---|----|-----------|-------|
| ウ | 内容 | 事前準備      | 10分   |
|   |    | プレゼンテーション | 40分以内 |
|   |    | 質疑        | 15分程度 |
|   |    | 片付け       | 5分    |

※プレゼンテーションには、システム実機を使用した戸別収集、不法投棄、一声ふれあい収集等収集イメージ及びデータ管理方法のイメージを含めること。

- エ 準備物 プロジェクタ及びスクリーンは市が準備するが、パソコンその他必要とする機材については、HDMI接続可能なものを提案参加者が用意すること（電源有）。

#### (8) 選定結果の通知

選定結果については次のとおり通知する。

##### ア 通知日

2023年（令和5年）11月中旬予定

##### イ 通知方法

(ア) 電子メールで参加申込書上のメールアドレス宛に通知  
(様式第8号・第9号・第10号)

(イ) 藤沢市公式ホームページで結果を公表

## 6 プロポーザルの提案内容

- (1) 本プロポーザルの提案においては、別添の「藤沢市廃棄物等収集システムに係る調達仕様書」及び次に掲げる評価項目に留意し、提案書の作成を行うこと。

##### ア 業務実施全般（企業評価）

(ア) 業務実績

(イ) 業務体制等

##### イ 保守・運用等に関する提案

(ア) 保守・運用

(イ) コンサルティング

(ウ) セキュリティ対策

(エ) SLA

(オ) 研修要件

##### ウ 廃棄物等収集システムに関する提案

(ア) 機能性

(イ) 使用性

※プレゼンテーションでは、システム実機を使用した戸別収集、不法投棄、一声ふれあい収集等収集イメージ及びデータ管理方法のイメージを含めること。

##### エ 追加提案

- (2) 提案書は、A4版両面、表紙・目次含め30ページ以内とし、フォントサイズは10.5ポイント以上とする。A3は折り込み可であるが2ページ換算とする。

## 7 審査について

- (1) 委員会により提案書等について審査を行い、最も高い評価点を得た提案者を本件に係る優先交渉権者として選定する。また、次に評価点が多い提案者を次点者とする。
- (2) 価格点、機能点及び評価者評価点の合計を算出し、全審査項目の合計点の6割以上(720点以上)であることを優先交渉権者の条件とする。
- (3) 提案者が1者のみの場合(複数者から提案があったが、失格等の理由により結果として審査対象が1者となった場合を含む)は、市が設定する基準点(全審査項目の合計点の6割以上(720点以上))を超えている場合に限り、当該提案者を優先交渉権者とする。
- (4) 最高評価点と同点の場合は、見積金額の安価な者から順に優先交渉権者とする。なお、見積金額の評価順位は運用費用、導入費用の順とする。
- (5) 最高評価点と同点かつ見積金額が同額の場合は、委員長の評価点が高い事業者を優先交渉権者とし、同点の場合はくじ引きで優先交渉権者を決定する。
- (6) 審査については、「藤沢市廃棄物等システム選考委員会審査要領」に基づき評価を行う。
- (7) 優先交渉権者が選定後応募資格を喪失した場合又はその他の理由により契約締結が不可能となった場合、委員会で評価された次点者を優先交渉権者として繰り上げ、協議を行う。

## 8 失格に関する事項

次の各号に該当するときは、その事業者の提案は失格とする。

- (1) 優先交渉権者の選定時点において、本実施要領の「3 プロポーザル参加資格要件」に掲げる資格のない事業者が提案したとき
- (2) 2 事業の概要(4)で規定する上限額を超えて提案を行ったとき
- (3) 必要書類の提出方法、提出先、受付期間が、本実施要領の「5 各項目の事務手続き」に適合しないとき
- (4) 提出物に虚偽の記載があると判断されたとき
- (5) 参加資格確認後に参加資格要件を満たさなくなった場合、失格とする。
- (6) 複数の提案書を作成し、提案したとき
- (7) 提案に関して、談合等の不正行為があったとき

- (8) その他市が指示した事項及び本提案に関する条件に違反していることが判明したとき

## 9 その他留意事項

- (1) 本プロポーザル参加に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (2) 事業者から提出された書類は返却しない。
- (3) 業務上知り得た秘密は他に漏らしてはならない。
- (4) 藤沢市が提供又は貸与した資料等は本プロポーザル以外に使用することはできない。
- (5) 審査に係る問い合わせには応じない。
- (6) 審査方法及び審査結果に対する異議を申し立てることはできない。
- (7) 審査結果については、藤沢市公式ホームページで公表するものとする。
- (8) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (9) 提出された提案書の著作権は、提案の採否に関わらず、提案書を提出した事業者に帰属する。ただし、藤沢市が公表等にあたり、修正等が必要と判断した場合には、藤沢市は、無償で使用及び修正できるものとし、あわせて、提案書を提出した事業者は、著作者人格権を主張しないものとする。なお、提出書類は、本業務以外の目的で使用することはないが、提案書は、「藤沢市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となるため、提出される書類において、法人に関する情報に該当するものには、その旨を明記し、該当する部分を明らかにすること。
- (10) 参加申込書を提出した後、参加を取り下げの場合は、事務局まで電話又はメールで連絡すること。なお、提案書提出締切までに提案書提出がない場合、期限の到達をもって失格とする。

以 上